仙台 • 羅須地人協会 規約

- 第1条(名称)本会は、仙台・羅須地人協会(Sendai Rasuchijin Society)と称する。
- 第2条(所在地)本会は、事務所を仙台市青葉区一番町 2-5-12 一番町ビル 8 階「シニアネット仙台」内におく。
- 第 3 条(目的)本会は、W.モリスおよび宮沢賢治の精神を研究し、これを共有することを 目的とする。
- 第4条(事業)本会は、前条の目的を達成させるため、以下の事業を行う。
 - (1)研究会、研修会、講演会などの開催
 - (2)機関誌、図書などの刊行
 - (3) その他、本会の目的を達成するのに必要な事業
- 第 5 条 (会員) 本会の会員は、W.モリスおよび宮沢賢治の精神に関心を有する個人および 団体とする。
- 第6条(役員)本会には、次の役員をおく。
 - (1)代表、1名
 - (2) 事務局長、1名
 - (3) 運営委員、若干名
 - (4) 監事、1名
 - (5)会計、1名 他に顧問を委嘱することがある。
- 第7条(会費)会員は、定められた会費を納入するものとする。
- 第8条(改正)本規約は、運営委員会の決議により改正することができる。
- 第9条(施行)本規約は、2013年3月1日より施行する。

【会費等催促】

- 1. 本会の会費は、以下の通りとする。個人正会員は、年 2,000 円。学生と 25 歳未満の未 就労者、および正会員の家族は年 1,000 円。団体正会員は、年 10,000 円とする。 なお、シニアネット仙台の会員は年 1,000 円とする。
- 2. 講座・セミナー参加者は、開催回ごとに 500 円 (シニアネット仙台会員) または 750 円 (シニアネット仙台非会員) の資料代等を負担する。

【付記】

本規約は、2015 年 4 月 1 日に会費を、2019 年 4 月 1 日に所在地と会費を、それぞれ改正した。